

決 定

異議申立人 堀 桂 子

異議申立人が平成19年9月4日に提起した公文書一部開示決定処分に係る異議申立て（19 総総法審第350号）について、東京都情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申（第410号）を得て、次のとおり決定する。

主 文

東京都知事が平成19年7月9日付けで異議申立人に対し行った公文書一部開示決定のうち、別紙3に記載した「開示すべき部分」に係る非開示の決定を取り消す。

本件異議申立てのその余の部分棄却する。

理 由

第1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都知事（以下「知事」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）に対し、東京都情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて行った、平成19

年7月9日付けの公文書一部開示決定処分（19産労農食第340号。（以下「本件処分」という。））について、非開示とされた部分の取消しを求めるというものである。

第2 事案の概要

1 事案の経緯（審査会答申、本件開示請求書、本件処分に係る一部開示決定通知書による。）

(1) 申立人から、平成19年6月27日付けで、開示請求に係る公文書の件名又は内容を「飼育動物診療施設開設届・変更届、開設者氏名、平成17年8月当時の診療獣医師名、品川区平塚2-5-8東京夜間病院」とする開示請求があった（以下「本件開示請求」という。）。

(2) 知事は、本件開示請求に係る各対象公文書（以下「本件各対象公文書」という。）を特定し、平成19年7月9日付けで本件処分をした（本件各対象公文書、本件処分により非開示とされた部分及び理由の概要については、別紙1のとおり。）。

2 条例の定め

東京都情報公開条例（抄） 別紙2

第3 当庁の判断

1 本件各対象公文書について

(1) 本件異議申立てに係る各対象公文書は、「獣医療法第3条に基づく診療施設開設届」（以下「本件対象公文書1」という。）及び5件の「診療施設届出事項変更届」（以下「本件対象公文書2乃至同6」という。）である。

獣医療法3条は、「診療施設を開設した者（以下「開設者」という。）は、その開設の日から10日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。」

うち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

これを本件各対象公文書についてみると、開設者の住所及び電話番号、管理者の氏名（本件対象公文書 1 によれば、同公文書に記載の管理者は獣医師でもあることが認められる。）及び住所、並びに診療の業務を行う獣医師の氏名（本件対象公文書 4 乃至同 6 によれば、これらの公文書に記載の各獣医師はエックス線関係獣医師でもあることが認められる。）、免許証登録番号及び登録年月日が記載されているが、これらの各内容は、個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であると認められ、条例 7 条 2 号本文に該当するものと認められる。

次に、上記各内容が、条例同号ただし書に該当するかどうかについて、以下検討する。

- ① 獣医師の氏名（以下、特に断り書きのない限り、管理者及びエックス線関係獣医師をも含む。）

獣医師の氏名については、答申によれば、診療施設において飼育動物の診療を行う者が、獣医師という国家資格を有する者であることを利用者に明らかにするため、当該診療施設で診療を行う獣医師の氏名を施設内に掲示したり、診療を行う際に利用者に知らせたりすることは一般的に行われていることが認められる。そうすると、獣医師の氏名は、獣医師の氏名が記載された名簿（獣医師名簿）が一般の閲覧に供されておらず、また、獣医師の氏名の公示を義務付ける制度自体は存在しないにしても、もはや慣行として既に公にされている情報に他ならないと解するのが相当である。

以上のことから、診療施設で飼育動物の診療を行う獣医師の氏名が記載されている、本件対象公文書1に記載された「管理者の氏名」及び「診療の業務を行う獣医師の氏名」並びに本件対象公文書2乃至同6の「変更事項」欄に記載された獣医師の氏名は、条例7条2号ただし書イに該当するといわざるを得ない。

したがって、上記内容は、条例7条本文に定める個人情報であっても、開示しなければならない情報と解するのが相当である。

② 上記①以外の部分

「開設者の住所及び電話番号」(但し本件補正前のもので、本来の開設者ではなく、誤って記載された開設者の代表を務める個人のものと認められるもの)、「管理者の住所」、「診療の業務を行う獣医師の免許登録番号及び登録年月日」並びに「変更事項」欄の免許証登録番号及び登録年月日については、一般に公にされている情報とは認められないこと、また、上記内容及びその性質に照らし、条例7条2号ただし書ロ及びハにも該当しないことがそれぞれ認められる。

そうすると、上記各内容は、条例7条2号本文に規定する非開示事由に該当すると解するのが相当である(なお、本件補正により追記された開設者の住所及び電話番号については、本来の開設者であって、法人である有限会社キャッツA.M.C.のものと認められ(全部事項証明書)、一般に公にされている情報と認められることから非開示とはされず、開示すべき情報であると解される。)。

(4) 条例7条4号該当性について

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩

序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

これを本件対象公文書についてみると、届出者の印影（なお、本件補正の際に訂正のため付加された印影も同様と解される。）が開示された場合、偽造等により犯罪に使用される可能性は否定できず、届出者の財産等への不当な侵害を招くおそれがあることから、条例7条4号に規定する非開示事由に該当すると解するのが相当である。

(5) 小括

申立人は、要するに、非開示理由についての処分庁の説明には合理性がないと述べているものと解されるが、これについては、上記のとおり答申に依拠して判断したとおりである。

すなわち、本件処分により、本件各対象公文書において「非開示」とされた部分のうち、「管理者」欄の氏名及び「診療獣医師」欄の氏名（以上、本件対象公文書1）、「3.変更事項」欄に記載された獣医師の氏名（本件対象公文書2）、「変更事項」欄に記載された獣医師の氏名（本件対象公文書3乃至同6。なお本件対象公文書4乃至同6に掲げる獣医師は、エックス線関係獣医師でもあることが認められる。）については、条例7条2号本文に該当する個人情報ではあるが、同号イに該当していると認められ、非開示事由に該当しないことから開示すべきことはすでに述べたとおりである（上記1(3)の①）。

一方、その余の部分については、上記1(3)の②及び同(4)に述べたとおり、条例7条2号又は同条4号に該当していると認められるから、非開示事由に該当しているものといわざるを得ない。

したがって、この点についての申立人の主張には理由がない。

- 2 申立人の主張以外の違法又は不当について
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件異議申立てにおいて別紙3に記載した「開示すべき部分」については本件処分を取り消すべき理由があり、また、その余は理由がないから、行政不服審査法47条3項及び2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

平成20年5月27日

処分庁 東京都知事 石原慎太郎

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この決定の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、決定の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別紙1 本件処分により非開示とされた部分及び理由の概要

ここで本件対象公文書とは、有限会社キャッツ A. M. C. (代表渡辺泰章) から処分庁に提出された下記の文書 (本件補正により補正がなされたもの) である。

	本件対象公文書名	非開示とされる部分	非開示の根拠規定及び理由	
本件対象公文書1	「獣医療法第3条に基づく診療施設開設届」 (平成7年11月17日付労経農第1465号、東京都労働経済局農林水産部農芸畜産課と記された受付印のあるもの。)	開設者の住所・電話番号、管理者の氏名・住所、診療の業務を行う獣医師名・獣医師登録番号・獣医師登録年月日	条例7条2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため
		届出者の印影	条例7条4号	開示することにより犯罪の予防に支障が生ずるおそれがあるため
本件対象公文書2	「診療施設届出事項変更届」 (平成8年4月30日付東京都農林水産部農芸畜産課と記された受付印のあるもの。)	開設者の住所・電話番号、診療の業務を行う獣医師名	条例7条2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため
本件対象公文書3	「診療施設届出事項変更届」 (平成13年6月20日付産労農第25号、東京都産業労働局農林水産部農芸畜産課と記された受付印のあるもの。)	診療の業務を行う獣医師名	条例7条2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため
		届出者の印影	条例7条4号	開示することにより犯罪の予防に支障が生ずるおそれがあるため
本件対象公文書4	「診療施設届出事項変更届」 (平成15年12月1日付15産労農振診交第50号、東京都産業労働局農林水産部農業振興課と記された受付印のあるもの。)	診療の業務を行う獣医師名・エックス線関係獣医師名・獣医師登録番号・獣医師登録年月日	条例7条2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため
		届出者の印影	条例7条4号	開示することにより犯罪の予防に支障が生ずるおそれがあるため
本件対象公文書5	「診療施設届出事項変更届」 (平成16年11月9日付16産労農食診交第80号、東京都産業労働局農林水産部食料安全室と記された受付印のあるもの。)	診療の業務を行う獣医師名・エックス線関係獣医師名・獣医師登録番号・獣医師登録年月日	条例7条2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため
		届出者の印影	条例7条4号	開示することにより犯罪の予防に支障が生ずるおそれがあるため
本件対象公文書6	「診療施設届出事項変更届」 (平成17年5月6日付17産労農食診交第22号、東京都産業労働局農林水産部食料安全室と記された受付印のあるもの。)	診療の業務を行う獣医師名・エックス線関係獣医師名・獣医師登録番号・獣医師登録年月日	条例7条2号	個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため
		届出者の印影	条例7条4号	開示することにより犯罪の予防に支障が生ずるおそれがあるため

別紙2 条例の定め

東京都情報公開条例（抄）

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 （略）

二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 （略）

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五乃至七 （略）